

最高裁平成一一年（行ヒ）第八三号、一一・一一・一一決定
決 定

申立人 東日本旅客鉄道株式会社

相手方 神奈川県地方労働委員会

右補助参加人 国鉄労働組合

右補助参加人 国鉄労働組合東京地方本部

右補助参加人 国鉄労働組合東京地方本部横浜支部

右補助参加人 国鉄労働組合東京地方本部国府津支部

右当事者間の東京高等裁判所平成九年（行コ）第一一二号労働委員会救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成一一年二月二四日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法三一八条一項の事件に当たらない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

（主文）

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

最高裁判所第一小法廷